



平成30年7月13日
都市局街路交通施設課

機械式駐車設備の維持管理指針を初めて策定

～専門知識のない管理組合等が保守委託しようとする際の
業者選定時のチェック項目等を作成～

国土交通省では、機械式駐車設備の安全性の確保する観点から、適切な維持管理に関する指針を初めて策定しました。専門知識のないビルオーナーや管理組合などでも自ら管理する駐車場がきちんと保守点検されているか確認できるチェック項目等も盛り込んでいます。

○ 機械式の立体駐車場（機械式駐車設備）は、全国で約26万基が現在稼働しておりますが、特に、機械式駐車設備に関する専門的な知識を有していない、ビルオーナーや管理組合といった機械式駐車設備を管理されている方などにとって、保守点検事業者が行う点検内容・点検周期が適切かどうかの確認や、契約書に点検内容・点検周期をどう記載すれば良いか等が、課題となっていました。

○ そこで、今般、国土交通省では、「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」を策定しました。

本指針では、

- ・ 管理者・所有者、設置者、保守点検事業者及び製造者の役割
- ・ 機械式駐車設備の適切な維持管理のためになすべき事項
- ・ 保守点検事業者の選定に当たって留意すべき事項
- ・ 機械式駐車設備標準保守点検項目
- ・ 点検周期の目安

等について定めています。機械式駐車設備を管理されている方々が、本指針に沿って、現在の保守点検事業者との契約内容の確認等を行うことにより、きちんとした保守点検がなされ、機械式駐車設備の安全性の確保がより一層図られることを期待するものです。

○ 今後、関係団体等への周知をはじめ、様々な機会を捉えて、管理者・所有者、設置者、保守点検事業者及び製造者に幅広く周知し、積極的に活用いただく予定です。

（別添1）「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」概要

（別添2）「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」

【問合せ先】

国土交通省都市局街路交通施設課 奥田（内線：32842）、三次（内線：32845）
TEL 03-5253-8111（代表） 03-5253-8416（直通） FAX 03-5253-1592

「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」概要

機械式駐車設備の維持管理に係る課題

- 適切な知識や技術力を持った保守点検業者をどのように選定すれば良いか？
- 保守点検の業務内容や責任範囲について、どのように契約上、明確化するか？
- 不具合情報等を把握し、確実に保守点検業者へ引き継ぐための仕組みはどうすべきか？

▲ 機械式駐車設備の知識に乏しい、ビルオーナーや管理組合の方などが、自ら管理している機械式駐車設備を、駐車場法施行令に定める技術的基準に適合させるための指針等が必要

「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」

管理者等、設置者、保守点検業者及び製造業者の役割

- 管理者等 : 適切な維持管理、適切な保守点検業者の選定
- 設置者 : 管理者への適切な情報提供等
- 保守点検業者 : 適切な保守・点検の実施、点検結果の報告・アドバイス等
- 製造業者 : 部品の供給、維持管理に関する問い合わせに対応する体制整備等

機械式駐車設備の適切な維持管理のために管理者等がなすべき事項

定期的な保守・点検の実施、作業報告書等の文書の保存、安全標識等による利用者への注意喚起等

管理者等が保守点検業者の選定に当たって留意すべき事項

契約金額だけでなく、担当者の能力、会社概要等を総合的に評価

保守点検契約に盛り込むべき事項のチェックリスト

「機械式駐車設備標準保守点検項目、点検周期の目安」

- 管理者等が、保守点検事業者が行う点検内容・点検周期を確認する際や契約書に点検内容・点検周期を記載する際に参考とするための具体的なツール

■ 標準保守点検項目 ～ 機械式駐車装置の類型に応じた標準的な点検項目（安全装置、乗降領域等）の一覧

■ 点検周期の目安 ～ 機械式駐車装置の類型に応じた標準的な点検項目ごとの点検頻度の目安の一覧